

環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第16条第2項第2号の規定及び騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号。以下「国告示」という。）に基づき，国告示に定める地域の類型を当てはめる地域及びその類型を次のとおり定め，2012年（平成24年）4月1日から適用する。

2012年（平成24年）3月30日

福山市長 羽田 皓

福山市における騒音に係る環境基準の類型の指定

市長が指定する地域及びその類型は，次の表のとおりとする。

項	地域の区分	該当類型
1	福山市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域，規制基準等（平成10年福山市告示第72号。以下「市告示」という。）別表の区域の区分が第1種区域及び第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域	A
2	市告示別表の区域の区分が第2種区域（前項に規定する地域を除く。）に属する地域	B
3	市告示別表の区域の区分が第3種区域及び第4種区域に属する地域	C